

令和5年12月に改正法が施行された空家等対策の推進に関する特別措置法により、「空家等管理活用支援法人制度」が創設されました。

本市では、空家対策を一層推進するため、「前橋市空家等管理活用支援法人指定事務取扱要綱」を制定し、支援法人の募集・指定を行います。

制 度 概 要

支援法人制度は、市町村が民間法人を指定し、公的立場のもとで空家対策に参画していただく制度です。

支援法人は、空家に関する相談対応や利活用支援等を担い、市と連携して空家対策を推進するものです。

指 定 に よ る 効 果

- ・空家に関する相談のワンストップ化による伴走型支援の実現及び適切なマッチング
- ・市場流通しにくい空家の掘り起こし及び利活用の促進
- ・市は危険空家等への指導・是正など行政が担うべき業務に重点的に取り組む

今 後 の 予 定

令和8年7月下旬 募集開始（募集期間 約3ヶ月）



令和8年8月中旬 第一弾審査対象応募締切

令和8年8月下旬 第一弾指定

令和8年9月頃 制度運用開始

※以降の応募についても、審査の上、順次指定予定

空家等管理活用支援法人

改正概要

- 所有者が空家の活用や管理について相談等できる環境が十分でない。
 - 多くの市区町村では人員等が不足。所有者への働きかけ等が十分にできない。
- ➡ 市区町村が、空家の活用や管理に取り組むNPO法人、社団法人、会社等を「空家等管理活用支援法人」に指定。当該法人が所有者への相談対応や、所有者と活用希望者のマッチングなどを行う。

【制度イメージ】

市区町村

指定・監督

空家所有者の
情報を提供

(所有者の同意が必要)

空家等対策計画
の策定等に係る
提案が可能

空家等管理活用支援法人

業務実施

< 支援法人が行う業務（例） >

- ・ 所有者・活用希望者への相談・情報提供
- ・ 所有者からの委託に基づく空家の活用や管理
- ・ 空家の活用又は管理に関する普及啓発
- ・ 市区町村からの委託に基づく所有者の探索 等

空家の所有者・活用希望者

空家等管理活用支援法人の「指定手引き」 (R5.11公表) の概要

①指定の要件例

(法人の基本的な要件)

- ・ 破産していないこと
- ・ 役員に暴力団等がないこと 等

(法人の業務体制)

- ・ 支援法人として業務を行うに足る専門性を有していること

- ➡ 空家対策の実績のある法人、宅建事業者団体等を想定
- ➡ 全国規模や都道府県規模の団体である場合も指定対象となる（活動実績等は、地域支部単位での確認も可）

〇〇市事務取扱要綱
(例)

(趣旨)

第1条 ……………

(指定の要件)

第2条 ……………

(↑取扱要綱のひな型も掲載)

②支援法人への所有者情報の提供方法

- ・ 市区町村から支援法人へ、所有者の氏名、住所、連絡先等の情報提供が可能。
- ・ 情報提供時には、所有者本人から同意を取得（同意取得書のひな型も掲載）。